

稲敷市総合計画等審議会条例

平成17年7月13日

条例第152号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、稲敷市総合計画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(掌握事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果について、市長に答申するものとする。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 人口ビジョン及び総合戦略に関すること。
- (3) 行政改革における重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申をもって満了する。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 稲敷市総合計画策定条例

平成27年3月27日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想で示した将来像の実現に向け、各分野の基本方針や主要施策を体系的に示すものをいう。

(総合計画等審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、稲敷市総合計画等審議会条例(平成17年稲敷市条例第152号)第1条に規定する稲敷市総合計画等審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。